

該当箇所	意見
第二号算定等規則 (仮称) 制定の考 え方案 (その9)  第三章 第二種負担 金 第一節 総則 ● 第二種負担金の 額の算定方法 - 回線数のカウント 方法の例	<p>第二種負担金の徴収対象となる事業者 (MNO) が、MVNO に第二種負担金を転嫁されうることを考えれば、MVNO が卸役務を利用してエンドユーザに、通信モジュール向け等の電気通信役務を提供している場合には、当該役務に係る卸役務は、第二種負担金の対象回線数にカウントしないことに賛同いたします。</p> <p>なお当該回線数を把握するにあたっては、事業者間の競争に影響を及ぼす可能性や、MVNO 各社への運用負担等を考慮すると報告規則を改正の上、総務省殿が MVNO 各社から MNO 毎に第二種負担金算定の対象外となる回線数等の報告を受けることが望ましいと考えます。</p>
	<p>現状の報告規則において、「SIM カード型」、「通信モジュール」等の区分があるところ、「通信モジュール」として報告している回線数は、負担金算定の対象外であると認識しておりますが、この点、MVNO によっては「SIM カード型」であっても IoT 端末や閉域網向けの役務 (省令 40 条の 7 の 2 二に該当する役務)、下り名目速度 1Mbps 未満の役務、音声のみの役務等が含まれている場合もあることから、そのような役務も報告対象とし、負担金算定の対象外として頂くことを要望いたします。</p> <p>また MVNO には多種多様な事業者が存在し、主要な事業分野 (個人向け/IoT 向け等) は一様ではないことを踏まえると、第二種負担金算定の対象外となる回線数を把握するだけでなく、MNO から MVNO に公平に負担金を転嫁できるようにする必要があると考えます。</p> <p>この点、一次 MVNO (契約数 3 万未満の一次 MVNO については、いわゆる L2 接続をしている者に限る。) と契約数 3 万以上の二次以降の MVNO から、MNO ごと及び一次 MVNO ごとに、回線数を報告する方法であれば、MNO から MVNO に公平に負担金を転嫁することが可能であると考えことから、当該方法について賛同いたします。</p>
	<p>総務省殿が MVNO の報告に基づき一次 MVNO 毎の対象回線数比等を算出し、MNO 各社は当該回線数比により、第二種負担金の対象回線数から対象外回線数を控除するものと考えますが、当該回線数比は、事業者間の競争に影響を及ぼす可能性が考えられることから、目的外利用されないように、配慮いただくことを要望いたします。また、適正性を確保する観点から総務省殿から一次 MVNO 各社に対しても、同様に当該回線数比 (内訳として二次 MVNO 以降の対象回線数比を含む) を通知頂くことを要望いたします。</p>

	<p>また契約数3万未満の一次MVNO（L2接続をしていない者。いわゆるサービス卸等。）については、MNOが第二種負担金算定の対象外となる回線数を報告して把握することになると考えますが、当該MVNOが認識する対象外回線数とMNOが認識する対象外回線数に齟齬が発生しないようご対応頂くことを要望いたします。</p>
<p>必要な総務省令の一部改正の考え方案 （その1）</p> <p>㊦ 「電気通信事業法施行規則」の一部改正</p>	<p>報告規則の改正にあたっては、項目追加や集計単位の細分化等が想定される場所、作業や運用が複雑になることも想定されるため、MVNO各社が共通認識にて適切に報告するために、報告対象役務の定義や区分について明確化いただくことについて賛同いたします。</p>
<p>必要な総務省令の一部改正の考え方案 （その1）</p> <p>㊧ 「電気通信事業報告規則」（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正</p>	<p>報告タイミングについては、正確性の観点からは電話のユニバーサルサービスと同様に毎月実施が望ましいもののMVNOの事業規模・体制は大小さまざまであり、その運用負担を考慮すると、現状の報告規則と同様に四半期毎（3か月分）とすることを要望いたします。</p>

以上